

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、配送助手として就労していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、トラックの荷台でゴミの回収作業中、バランスを崩して、高さ約2mの荷台から転落し、右足首くるぶし付近を負傷した（以下「本件災害」という。）という。

請求人は、同日、C病院に受診し、「右足関節捻挫」と診断され、以後、複数の医療機関で療養を継続し、平成〇年〇月〇日、D整形外科に転医し、「右足関節外傷後関節拘縮」と診断され、療養を継続した結果、同年〇月〇日、治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認めたが、請求人には、既存障害として「左尺骨骨折」があり、同一系列に属する神経系統の障害として障害等級第14級の障害が存していたことから、加重には該当しないと判断し、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 本件障害補償給付支給請求書裏面のE医師作成の平成○年○月○日付け診断書及び請求人の申立てから、本件災害により請求人に残存する障害として検討すべきものは、右足関節部の機能障害及び神経症状と史料するところ、改めて一件記録を精査するも、決定書理由に説示のとおり、請求人の同部位には、引用する認定基準の障害等級に該当する可動域制限は認められず、障害等級第14級の9「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」に該当する神経症状が認められる。

もつとも、請求人には、既に平成○年○月○日に発生した業務災害による既存障害が認められ、障害等級第14級の9と認定されているところ、本件災害による障害と既存障害は、いずれも障害系列表「系列13」の同一系列に属する神経症状に関する障害として評価されるものである。

そうすると、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、請求人に残存する障害は既存障害を含めて評価しても障害等級第14級にとどまるとするのが妥当であり、その障害の程度は既存障害より重度であるとは認められないことから、引用する認定基準に示された「加重」には該当しないものと判断する。

(2) なお、請求人は、今回の残存障害は既存障害とは経緯及び負傷部位が異なっていることから別個に評価すべきである旨を主張するが、既存障害と新たな障害を別個に評価すべきであるか否かの判断は、その程度及び労働能力への影響の程度等を総合的に勘案して決定すべきであると思料するところ、本件については、子細に検討した結果、上記判断のとおりであることを付言する。

3 以上のとおりであるから、請求人に残存する障害の程度は障害等級第14級を超えるものではなく、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。